

第23回軽米町議会臨時会かるまい交流駅（仮称）建築工事の変更請負契約等審査特別委員会

令和 3年 8月27日（金）

午前10時16分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 かるまい交流駅（仮称）建築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 かるまい交流駅（仮称）機械設備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第 3号 かるまい交流駅（仮称）電気設備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○出席委員（11名）

|     |     |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |
|-----|-----|---|---|----|----|----|-----|---|---|---|---|---|
| 1番  | 上山  | 誠 | 君 | 2番 | 西  | 舘  | 徳   | 松 | 君 |   |   |   |
| 3番  | 江刺家 | 静 | 子 | 君  | 4番 | 中  | 村   | 正 | 志 | 君 |   |   |
| 5番  | 田   | 村 | せ | つ  | 君  | 6番 | 舘   | 坂 | 久 | 人 | 君 |   |
| 7番  | 大   | 村 |   | 税  | 君  | 8番 | 本   | 田 | 秀 | 一 | 君 |   |
| 9番  | 細   | 谷 | 地 | 多  | 門  | 君  | 10番 | 山 | 本 | 幸 | 男 | 君 |
| 11番 | 茶   | 屋 |   | 隆  | 君  |    |     |   |   |   |   |   |

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |         |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| 町     |         | 長 | 山 | 本 | 賢 | 一 | 君 |   |
| 総務課   | 総括課     | 長 | 梅 | 木 | 勝 | 彦 | 君 |   |
| 総務課   | 企画担当課   | 長 | 日 | 山 | 一 | 則 | 君 |   |
| 産業振興課 | 総括課     | 長 | 江 | 刺 | 家 | 雅 | 弘 | 君 |
| 産業振興課 | 商工観光担当課 | 長 | 小 | 林 |   | 浩 | 君 |   |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|       |      |   |   |   |   |   |   |
|-------|------|---|---|---|---|---|---|
| 議会事務局 | 長    | 小 | 林 | 千 | 鶴 | 子 | 君 |
| 議会事務局 | 主任主査 | 関 | 向 | 孝 | 行 | 君 |   |
| 議会事務局 | 主事補  | 小 | 野 | 家 | 佳 | 祐 | 君 |

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（田村せつ君） ただいまからかるまい交流駅（仮称）建築工事の変更請負契約等審査特別委員会を開会します。

皆さんの慎重な審議をお願いしまして、スムーズに進行するようご協力お願いいたします。

ただいまの出席委員は11人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

（午前10時16分）

---

◎議案第1号から議案第3号までの審査

○委員長（田村せつ君） 次に、議案審議に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第3号までの3件です。

議案3件は関連議案ですので、一括して審議をし、議案審議終了後に執行者の退席を求め、退席後に討論、採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（田村せつ君） それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、議案第1号 かるまい交流駅（仮称）建築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、議案第2号 かるまい交流駅（仮称）機械設備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、議案第3号 かるまい交流駅（仮称）電気設備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての3件を一括して議題といたします。

提案理由の補足説明があれば、補足説明をお願いします。

では、資料説明をお願いいたします。

産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） それでは、ただいまお配りいたしました資料についてご説明申し上げます。

この資料は、昨年8月から交流駅の建設工事監理業務契約及び工事着工以降に交流駅に関わって支出した経費の内訳を一覧表にした資料となっております。今回の変更契約案件に関わる部分でございますが、13番、かるまい交流駅（仮称）建築工事第1回変更、金額は4,764万4,300円の増額でございます。税込みでございます。内容でございますが、工期を当初の令和4年10月25日から令和5年7月25日まで9か月間延長しようとするものでございます。金額の内訳でございますが、備考欄に記載のとおり、土壌汚染、鉛汚染土壌の撤去処分業務といたし

まして1, 822万4, 800円、燃え殻の撤去処分費用といたしまして123万4, 200円、9か月間の工期延長分といたしまして2, 818万5, 300円、いずれも税込みの請負金額でございます。

続いて、14番、かるまい交流駅（仮称）機械設備工事第1回変更の内容でございます。金額は、933万4, 600円の増額でございます。税込みでございます。工期は、建築工事と同様でございます。内容は、9か月間の工期延長に伴う増額でございます。

続きまして、15番、かるまい交流駅（仮称）電気設備工事第1回変更、金額は784万4, 100円の税込みの増額でございます。工期は、建築工事と同様でございます。内容は、9か月間の工期延長に伴う請負金額の増額でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○委員長（田村せつ君） 補足説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。何かありませんでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今説明がございましたけれども、増額分の内訳がいまいちよく分からないのですけれども、まずは建設工事の土壌汚染と燃え殻の部分、これについてはまずそのとおりだと思うのですけれども、ただ単なる9か月間延長分がこの分かるといふふうに言われましたけれども、9か月間延長することによって何がどのように増額になっているのかが全く説明になっていないと思いますけれども、中身を教えてください。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

建築工事、機械設備工事、電気設備工事とも考え方は同様となります。昨年12月から土砂掘削工事に着手予定でありましたけれども、医療廃棄物等の撤去、処分等が完了する間が工期延長となっております。

考え方は、12月から5月末までの5か月間、工事着手することができない状況となっております。6月から鉛汚染土壌の追跡調査をいたしまして、鉛汚染のない土砂の掘削については着手してよいという県の指導をいただきまして、6月の1日から工事を着手しております。しかしながら、鉛汚染土壌に対策を講じなければ次の掘削工事ができないということで、令和3年6月29日から現在までの工事中止が続いているという状況にあります。令和2年12月から8月末、本日契約の案件に関わるご承認をいただければ、9月1日から工事着手したいと考えております。この9か月間分の工事の延長に伴う、それぞれ建築工事、機械設備工事、電気設備工事の増額分でございます。

7 か月間、工事中止期間でない7 か月間については諸経費、建築工事は国の営繕で出している積算基準に伴って、共通仮設費率、現場管理費率等をその工期によって計算する仕組みとなっております。土木工事等は、直接工事費に基づいてそれぞれの諸経費率が決定いたしますが、建築工事につきましてもそのような仕組みとなっております。工期が延びると諸経費率がアップするということでございます。これに伴って増額の変更をお願いしたいと考えているものでございます。

なお、工事中止期間につきましても、諸経費率のアップ分を見てございません。実際に工事中止命令をかけてから再開までの間は、必要最小限の経費として、敷鉄板、仮囲いのリース料の2 か月分、あとは仮設事務所の2 か月分及び人件費、現場監理をするための1 工事1 名の人件費のみを計上しております。これを積み上げたものがそれぞれ、建築工事で2, 818万5, 300円、機械設備工事で933万4, 600円、電気設備工事で784万4, 100円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（田村せつ君） 中村委員。

○4番（中村正志君） いまいち中身が分からない。ちょっと説明いただきましたけれども、内容が理解できないというのは私だけでしょうか。1 つには9 か月の中の考え方が、土壤汚染に関わっての7 か月間の分と6月29日からの工事中断したというふうな2 か月間の分と分けられた考え方だというふうなことだけは分かりましたけれども、それでは例えば最初の7 か月間分の増額分は医療廃棄物と鉛汚染等のおかげだと、それでこの分が工期延長になっているのだということであれば、この分の金額分は岩手県のほうに要求する内容に入っているのかどうかということ、もう一つ、6月29日から中断した2 か月分は、全くの町単独経費で賄おうというふうなことなのか、まずこの2点を教えてください。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

先ほどお配りした資料をちょっと見てもらいたいのですが、資料の一番右側、備考の隣になりますけれども、右側の上に県医療局に負担を要望する額という欄が一番右側でございます。当然今ご指摘いただきました工期の延長部分の経費につきましても、医療局のほうに負担を要求するというものでございます。

○委員長（田村せつ君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、今変更契約した増額分のほとんどが岩手県のほうに要求する部分だというふうに理解してよろしいのですね。ただ、今後これが果たして岩手県のほうでちゃんと補償してくれるのかどうかはこれからの交渉次第だと

いうふうなことだとは思いますが、まず現時点ではそういう考え方だと、それはそれで、では分かりました。

それで、その中で、先ほど小林担当課長が説明した中で、当初7か月間の中の6月1日から工事着手していきますと、しましたという言い方がなされました。実際に工事着手していきましてでしょうか。私らから見れば、6月29日から中断というのはきちんと書いてはいましたけれども、その前からほとんど工事は何もなされていなかったのではないかなというふうに私たちのほうでは見えたのですけれども、このところは実際どうだったのでしょうか。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

建築工事の掘削工事、土砂掘削工事に6月1日から着手しております。記憶では6月の22日、23日あたりまで掘削工事を行いまして、6月10日、定例議会の特別委員会現地視察が6月10日と記憶しております。皆様方から現地を見ていただいた雪谷川に近いほうの1メートル50センチほど掘り下げた部分、あの部分の土砂掘削を6月1日からおおむね20日間行ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（田村せつ君） ほかにございせんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 工事のことは全く素人でよく分からないのですが、分からないの質問です。電気設備工事、まだ全然工事が始まっていないので、電気設備工事もやっていないと思うのですが、それでもこんなに工期延長による補償というか、しなければならぬのでしょうか。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えします。

いずれ議会の議決を得て契約を締結した時点で、例えば現場は動いていないように見えますけれども、工事のほうにはもう着手しているというものでございます。本来工事が令和4年の10月当初の契約ですと10月24日でしたか、25日で完了する予定だったけれども、様々な原因によって、いずれ今回工期が延びますよということで、令和5年の10月25日まで工期延長するものでございますから、当然変更契約の対象になるというもので、現場が実際に動いていなくても、契約した時点で工事に着手しているということでございますし、資材の手配とか、そういうようなものも電気工事も進めているというものでございます。

○委員長（田村せつ君） よろしいでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 素人としては本当にちょっと不思議な感じがします。けれども、

そういうものだということの説明でした。

あと交流駅が最初に計画が始まったのは、百人委員会で最初に出されたと思います。主にスポーツ・文化部会の方々がいろんな設備を造ってほしいということで、その中に盛り込まれてきているのですけれども、出たのでなかった、計画の中にちょっと見えないなと思ったのは、屋外でのバスケットボールの設備、それからボルダリングも要望されたようですけれども、それはなくなりましたとか、ご説明がありました。大変すごくいっぱい期待をして、いろんな要望がその中で話し合われたようです。

私は、そのときに環境・衛生のほうの部会に応募して、百人委員会のほうに参加しておりました。環境・衛生のほうにも交流駅の構想が突然出されて、このことについて皆さんの意見を聞きたいということでした。環境・衛生部会のほうでは、特にどういう設備を造ってほしいとか、そういうのはほとんどなかったような気がします。なぜかというと、環境・衛生のほうは、例えば河川敷の整備をしたいといっても予算がないとか、本当に高齢化して、こういう集落の事業もできなくなっているとか、あまり明るい話がありませんでした。最近百人委員会のスポーツ・文化部会の議事録を見ますと大変明るく、いろんな要望が集まったのだなと思いました。

その議事録の中に、建設検討委員会というのがありまして、建設検討委員会はこの構想が始まってから完成するまで続くのだという説明をしていました。今いろいろ課題、問題があったわけですが、建設検討委員会の皆さんの話合いの内容はどうだったのか、またここ一、二年も開かれているのかお伺いします。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、百人委員会で出たバスケ、ボルダリング等の設備ということでございます。屋外でのバスケ、これは以前からご説明申し上げておりますけれども、都市計画法に基づき、軽米町のように指定区域のない地域であっても、1万平米を超える開発をする場合はなかなか厳しい規制があるということで、今、大駐車場は予定していた半分を含めて開発面積が約9,900平米となっております。

屋外バスケを設置するに当たっては、都市計画法の規制は、造成工事が完了してから3年間を過ぎると拡張工事を行うことが可能となります。それらを含めて、屋外でのバスケについては検討してまいりたいと考えております。

また、ボルダリングでございますが、建物の中に設置したいと考えております。現在建築工事受注者にいい提案がないか、今検討をしております。建物がある程度できてこないか、図面上だけではボルダリングの設置位置がどこがいいのか等検討がなかなか難しいということで、今後それについては検討してまいりたいと考えて

おります。

あと建設検討委員会、記憶では平成28年10月に発足していただいた建設検討委員会でございますが、現在は活動しておりません。江刺家委員ご指摘のとおり、工事完成まで委員会は存続したいと考えております。これは、工事着手、おおむね建物が立ち上がってきた状況等を視察等いただいて、いろいろな意見をいただきたい、あと名称、愛称等の募集も今後していきたい、それらの審査等にも関わっていただきたいということで継続しておりますけれども、医療廃棄物、鉛汚染土壌等の処理等によって不測の期間を要しておりますので、今後それらを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田村せつ君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私は、ボルダリングとか、屋外のバスケットとか、あったほうがいいと言っているわけではなくて、出された要望の中でなかったのはそれだなということで、ちょっと発言させていただきました。

建設検討委員会というのは、やっぱりこういうふうに遅れてきたとか、いろんな汚染物質が出たとか、こういうことがあったら私は開催して説明すべきだと思うのですが、そうするとずっと休んでいるということですよ。やっぱり建設検討委員会なので開催して、この方々にも今の状況とかを説明すべきだと思います。

そうすると、役員もずっと同じ方が続いているということですか。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問についてでございますが、建設検討委員会はそのまま継続していただいている状況でございます。

なお、今ご指摘がございましたとおり、本日の議案をご承認いただければ、今後の工事の見通しが立ちます。9月から着工できるように、業者も今待機している状況でございます。その結果を踏まえて、建設検討委員会の皆様方にはもちろん、町民の皆様方にもお知らせ版等を通して、今後工事が再開していく旨等のお知らせをしてみたいと考えております。

なお、隣接者の方々からも要望がございますので、再度隣接者の方々には、着工当時、起工式後に説明会を開いて、その後の状況をお伝えしておりませんので、今後工事が延びる等の状況をご説明申し上げたいと考えております。

以上です。

○委員長（田村せつ君） ほかにございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 6月から今回また再度延長になった鉛の関係でございますが、6月の議会の中で、さらなる延長をしたことによる負担増は心配ないかという委員



会か議会の質問に対して、当局は鉄板のリース代ぐらい払えばそれで、それぐらいで対応できると思うというような答弁をもらったと私は思っております。ところが、実際問題は、鉄板というのは、私はどの範囲だかちょっと分かりませんが、普通鉄板は下のほうと考えておりましたので、脇の鉄板とか様々なことがあると思うのですが、鉄板のリース代ぐらいでオーケーだというような説明は、結果的には、今回6,400万円の支出になるわけでございますので、考え方が甘いのではないか、またそういう事柄が起きたことに対する説明にしては、どうも説明が甘いのではないかなど、そう思いますが、町長、いかがですか。鉄板のリース代ぐらいで終わりますよ、ぐらいですよというような答弁は、今考えて、その当時もちょっとどうかなと思いましたが、この結果を見ても、ちょっといかがなものだろうかと思っております。

いずれ、今回の鉛の関係と前の医療廃棄物の関係で1億8,000万円、約2億円の町の負担がというようなことになると思っていますので、その面では、その責任の重さというのを当局、町長は重く受け止めて、今後進めたほうがいいのではないかなと思っていますが、その点いかがですか。それが質問第1点。1つずついきたいと思っておりますので、その点から。

○委員長（田村せつ君） 少し休憩します。

午前10時47分 休憩

-----  
午前10時48分 再開

○委員長（田村せつ君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） あの時点におきましては、私は、これ以上新たな事項が増えなければ、鉄板、そのようなことで進むだろうというふうな考えで申し上げたと思っております。そういうことで、今結果的にこういうふうな1億6,000万円を超えるようなことになっておりますけれども、これも改めてしっかりと県のほうに要望してまいりたいと、負担を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田村せつ君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 私の質問もマスクをかけておきまして、私は内々感じていたのですが、町長の答弁もよく聞こえない部分もありましたので、改めてこの質問をいたしますが、町長、当局と私の審議は多分6月の1日の、6月の10日の現地視察等も含めながら、対応が鈍いのではないか、さっぱり見えないという質疑の中での質問でございましたので、見通しが見えないというよりも、鉛の問題が出た後でございますので、いずれにいたしましても、考えてみれば答弁も甘さが、対応もその

責任もあまり感じない、そういう答弁だったなと思います。結果的にはこういう結果になりましたので、深く反省して前に進んだほうがいいのではないかなと思っておりますので、次の質問に移ります。

本体の関係についての負担については、今日の資料によりますと、いずれ土壤の汚染、燃え殻と合わせて1,900万円ぐらい、それから工期延長が本体のほうは2,818万5,000円ですか、ような格好になるというふうに詳しく述べておりますので、それはそれとして仕方がないのですが、そのほかの機械設備の関係については933万円、それから電気工事については784万円の、多分工期延長による負担だと思うのです。これらを合わせて6,400万円というふうになるようでございますが、私は土壤の汚染と燃え殻というのは理解できますが、工期延長の2,810万円と、それから機械の九百何万円、電気の780万円ということの関係については、含めて先ほどのリース代ぐらいで終わると思いますというところに合わせてみますと、大変と中身を間違えて、町の対応について甘いことを私はとてもと思いますが、町長、そう感じませんか。これでもやっぱり鉄板のリース代ぐらいでいいですよというおたくの答弁、あまり当を得た答弁ではないと。あえて言えば町民をばかにした答弁だと僕はと思いますが、何かコメントがありましたらお願い申し上げます。

それから、併せて次の質問に入りたいと思います。これも情報でございますので、もしかして間違っているのであれば撤回申しますが、旧軽米病院の、今現場になっております交流駅の建築がスタートしている場所にあった旧軽米病院の建物が保存登記をされていた。役場が全てをまず壊して撤去したというように聞いておりますが、そしてその当時の登記簿は、岩手県と登記がされていたと。ところが、今は影も形もないわけでございますが、その建物の登記が抹消されていないと、いまだに残っているというような情報がありましたが、これは当局にはそういうことについての問合せとか問題提起があったことはありませんか。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの山本委員のご質問にお答えします。

先ほど町長のほうにも質問されておりましたけれども、鉄板ぐらいの増額しか考えられないというのに結構な金額が増額になったのではないかというようなことでございましたけれども、前の議会の中でも、いずれこれ以上新たな何か工種につながるようなものが出てくれば、また増額のお願いをしますけれども、今後はそういうふうな事案がない限りは今確定した金額で進んでいくものと考えているというような形で答弁したと思います。

その中身につきまして、いずれ工事中止の2か月間においては、敷鉄板だとか囲い込みのリース料だとか、そういうふうな部分が計上になりますけれども、そのほ

かの7か月の部分につきましては、建築工事の積算の基準の仕方というのが、工事日数、工事期間というのが反映されますので、当然その部分は増えてくるものでございまして、その当時幾らになるとか、これぐらいになるというような具体的なことは説明しなかったと思いますけれども、いずれそういうふうな形で、適当に積算しているものではなくて、ある程度の積算の基準にのっとって、正規に適正な価格を積算したものでありますので、何とかご理解をいただきたいと思えます。

それから、旧県立軽米病院の建物の登記ですけれども、一般の方からもそういうふうなご指摘もございました。確認したところ、いずれその当時、建物は売買契約によって町で取得したようでございます。その後、その当時どういうふうな経緯があって保存登記等がなされていなかったのかは、そこまではちょっと、具体的な理由については確認できませんけれども、いずれ登記のほうはなされていなかったというようなことでございます。

いずれ、建物につきましては既に解体されないということで、これから考えられる手続につきましては、抹消の手続というのが考えられるかと思えますけれども、その点につきましてはこれから検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（田村せつ君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 重ねて質問いたします。

鉄板のリース代云々という項目でございますが、私はいずれ対応が当初からあまり、その責任の重さというのを感じていない、そんな感じがいたしますので、その点についてのコメントを町長からお願い申し上げたい。

それから、工期延長によるというふうなことについては、機械とか電気については、リース代云々というのはこれには反映されていないようですが、工期延長のためにプラスということだと思います。その面では、併せての答弁から見れば、納得できる額ではない、説明不足だというふうに判断しますが、いかがですか。

次の質問でございますが、未登記の問題でございますが、どういう形でというような答弁も、今の段階で全体像が見えていないというふうに私は受け取りましたので、その対応はなんなんですか、ただ様々な関わりのある場所でございますので、そのことを進めることについて、簡単に言えば交流駅の建築の財源確保とか、それから補助金の問題とかというふうに、影響を与えない、それはそれで別個のものだというような理解をして対応していくことで問題ありませんか。それらの見解についてもお知らせ願いたい。

それから、併せて確認したいと思っておりますが、様々交流駅の土地の問題、医療廃棄物が出た、鉛が出た、それから所有者が町あるいは地主、町が今実際は購入し

て持っているわけですが、そのほかの建物の問題等についての様々な問題が解決されていない状態についてのことがその他の建築に当たって、起債、補助金等に影響が心配ないかとも併せて答弁願いたい。

○委員長（田村せつ君） 休憩します。

午前 11 時 00 分 休憩

-----  
午前 11 時 01 分 再開

○委員長（田村せつ君） 再開します。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの山本委員の質問にお答えいたします。

電気、機械設備の増額についてはなかなか理解できないというようなことでございましたけれども、いずれ積算の基準方法というのが決まっておりますので、ここで具体的な内訳と言われましても、いずれ積算の中での過程での増額でございますので、工事日数、期間が延びれば工事費も増えていきますよというような考え方で今回増額になったものですから、いずれご理解をいただきたいと考えてございます。

それから、先ほど未登記の問題で、今後の補助金だとか、起債だとか、もろもろそういった関係に影響はないのかということでしたけれども、いずれ登記の問題につきましても抹消の手続というのが考えられますので、それについては今後いずれ検討していきたいと。

あとは、補助金だとか様々な起債の部分については影響がないものと考え、いずれ本日採決いただいでご承認いただけましたら、スムーズに工事を再開いたしまして、早期完成を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○委員長（田村せつ君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 未登記の問題については、実際何件ぐらい所有者が、町ではなくほかの、岩手県であったり、また個人であったり、どうだか分かりませんが、それについては確認した部分がありますか。何件ぐらいありますか。何件ぐらい未登記になっておりましたというようなことは把握して、それとも把握していない、これから考える、今回の議決とは一切それらは関係なくてもいいですよという答弁ですか。

以上。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問にお答えします。

土対法に基づく届出をする際に当たり、地歴調査をすることとなっております。その際に登記簿等を、あるいは財産台帳等の調査を行っております。今資料を持ち

合わせておりませんので、詳しい内容についてはお答えできませんが、まず全所有者の祖父の方の建物が1件、あとは県立軽米病院を建てる前の登記が銀行の所有権になっている登記がございます。あとは、学校の教員住宅であった建物、これが学校の共済の所有になっているものが1件ございます。

そのほかについては、幼稚園として使った、新しく建てた県立軽米病院の建物が岩手県のまま残っているということでございます。これは、昭和44年3月10日に町と岩手県で売買契約を行っている。本来であればそのときに建物の所有権を軽米町に変更すべき、所有権移転をするべきであったものが、所有権移転されないでそのまま岩手県のまま残っているということでございます。しかしながら、建物は既にご覧でございますので、今後登記するという事になれば、岩手県のほうと協議を進めながら、承諾書をいただいて抹消登記を進めていくことになる、総括課長が言ったとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（田村せつ君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 今の課長たちには当時と全然関わりのないものでございますので、いずれそれはそれで、よく勉強して対応したほうがいい。

ただ、今このことを棚上げにして前に進んで、様々な今回軽米町が計画している事業に支障があることになっては、これも大変だと僕は思っています。ただ、私はまずそう言っても、今回の事案については厳しい判断、提案を、態度で臨みたいと思っておりますので、それはそれとしてなのですが、町としての対応はやはりちょっと、それらの対応が鈍いのではないかなと、そう思っておりますので、改めて整理して前に進むというような形のほうがいいのかと思っておりますので、何かコメントがあれば。

以上、私の質問を終わります。

○委員長（田村せつ君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 本会議の傍聴に来ておられる方がいらっしゃいますけれども、できれば会話を慎んでほしいと思っておりますけれども、大分お話をされているみたいで、すけれども、進行に支障が出ると思っておりますので。

○委員長（田村せつ君） 分かりました。傍聴される方は、私語を慎んでいただきたいと思っております。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまの工事の件でございますが、クリアしなければならない部分はあるかと思いますが、今回の変更契約につきましては、問題はないものと考えております。議決をいただきましたならば粛々と事業を進行してまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（田村せつ君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 総務課でも産業振興課でもいいのですが、未登記の土地建物について分かる分について、資料として、委員会、9月からの議会の中にちょっと出してもらえればいいと、そう考えておりますので、希望しておきます。  
終わります。

○委員長（田村せつ君） あとございませんか。  
中村委員。

○4番（中村正志君） 先ほどの質問の中での確認ですけれども、増額分の中でほとんどが岩手県のほうに要求するというので、私が細かい事由を後で確認したところ、燃え殻分の処分の分、123万4,200円の分だけが県のほうの要求分が抜けているということは、すなわちそれは県とは別なのだというふうな考え方だと思うのですが、土壌汚染等の調査等をやりながら燃え殻のところも出てきたというふうなことで、この燃え殻について調査もやられたようですが、前にもしかして説明もあったのだったかもしれませんけれども、私はちょっと記憶がないので、この燃え殻の部分についてはどのように分析されたのか、再度同じ答弁になるかどうか分かりませんが、もう一度説明いただければと思います。

○委員長（田村せつ君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

中村委員がおっしゃるとおり、いずれ燃え殻、医療廃棄物が出た。鉛の成分が検出された土壌につきましては、医療廃棄物が出たところからしか鉛の成分が検出されておりません。なので、医療廃棄物といずれ因果関係があるものということで、その分につきましては医療局のほうに負担を求めています。

ただ、燃え殻につきましては全く別な、同じ敷地の中ですけれども、全く別な箇所から燃え殻が出たということで、いずれ成分分析等もいたしましたけれども、医療廃棄物とは全く因果関係がないものだというので、医療局のほうへの負担の部分には除外しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（田村せつ君） あとありませんか。  
江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 交流駅の財源ですけれども、過疎債を使うという説明が前回ありました。今県の医療局に負担している要望額1億6,582万3,300円ですけれども、前の医療局の回答だと何か払う筋合いのものではないというような意味のことが書いてあったような気がします。医療局で負担しなかった場合は、これも過疎債でこういうのも認められるのでしょうか。それとも自主財源になりますか。

○委員長（田村せつ君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） ただいまのご質問でございますが、過疎債につきましては、医療廃棄物そのものの処分という部分については認められないと考えております。ただ、工事過程における掘削作業等、そういった工事費に含まれる部分については、これまでどおり起債の対象として考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（田村せつ君） あとございませんか。ありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（田村せつ君） 質疑なしと認めます。

---

◎総括質疑

○委員長（田村せつ君） 質疑を終了しまして、総括質疑、特別委員会に付託されました全ての議案の質疑が終わりました。質疑漏れありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（田村せつ君） では、質疑なしと認め、質疑終了いたします。

これからまとめに入りますので、当局の方は退席願います。傍聴者の方も退席願います。

〔当局及び傍聴者退席〕

---

◎議案第1号から議案第3号の討論、採決

○委員長（田村せつ君） まとめに入ります。

討論される方、ありませんか。

〔「反対」と言う者あり〕

○委員長（田村せつ君） 討論しますか。

○10番（山本幸男君） 今か。

○委員長（田村せつ君） 討論はないですね。

○10番（山本幸男君） 討論やる。

○委員長（田村せつ君） 討論しますか。反対討論。

○10番（山本幸男君） うん。本会議だけでいいのだよね……。本会議でやることではないですか。

○委員長（田村せつ君） 中身は。

○10番（山本幸男君） 中身は、町民の負担はこれ以上認めない。

○委員長（田村せつ君） 分かりました。

あと討論される方はないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（田村せつ君） 今のは反対討論ですよ。

- 10番（山本幸男君） はい。
- 委員長（田村せつ君） ほかにございませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（田村せつ君） 採決に入ります。反対がございましたので、何号に反対ですか。
- 10番（山本幸男君） 1、2、3。
- 委員長（田村せつ君） 全部。
- 10番（山本幸男君） 全部。
- 委員長（田村せつ君） それでは、1件ごと、起立採決を行います。  
では、議案第1号に賛成の方は起立をお願いいたします。  
〔賛成者起立〕
- 委員長（田村せつ君） 賛成多数です。  
では、議案第2号に賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕
- 委員長（田村せつ君） 賛成多数です。  
では、議案第3号に賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕
- 委員長（田村せつ君） 賛成多数です。  
よって、議案第1号から第3号まで原案のとおり可決されました。
- 

◎閉会の宣告

- 委員長（田村せつ君） では、以上で終わります。ご苦労さまでした。

（午前11時18分）